

二次避難・応急仮設住宅・ みなし仮設住宅に係る補足資料

応急仮設住宅の概要(応急仮設住宅の供与)

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが危険な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	1戸当たり平均 <u>2,660,000円</u> 以内	団地全体の平均が当該金額以下であればよい
住宅の規模	1戸当たり平均 <u>29.7m²(9坪)</u> を標準	家族構成に応じて6坪、9坪、12坪の3タイプを標準仕様とし、棟平均で29.7m ² を標準
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	地域のコミュニティ確保等の特別な事情がある場合は、10~50戸未満で小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から <u>20日</u> 以内	
救助期間	完成の日から最長2年3月(建築基準法85条)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

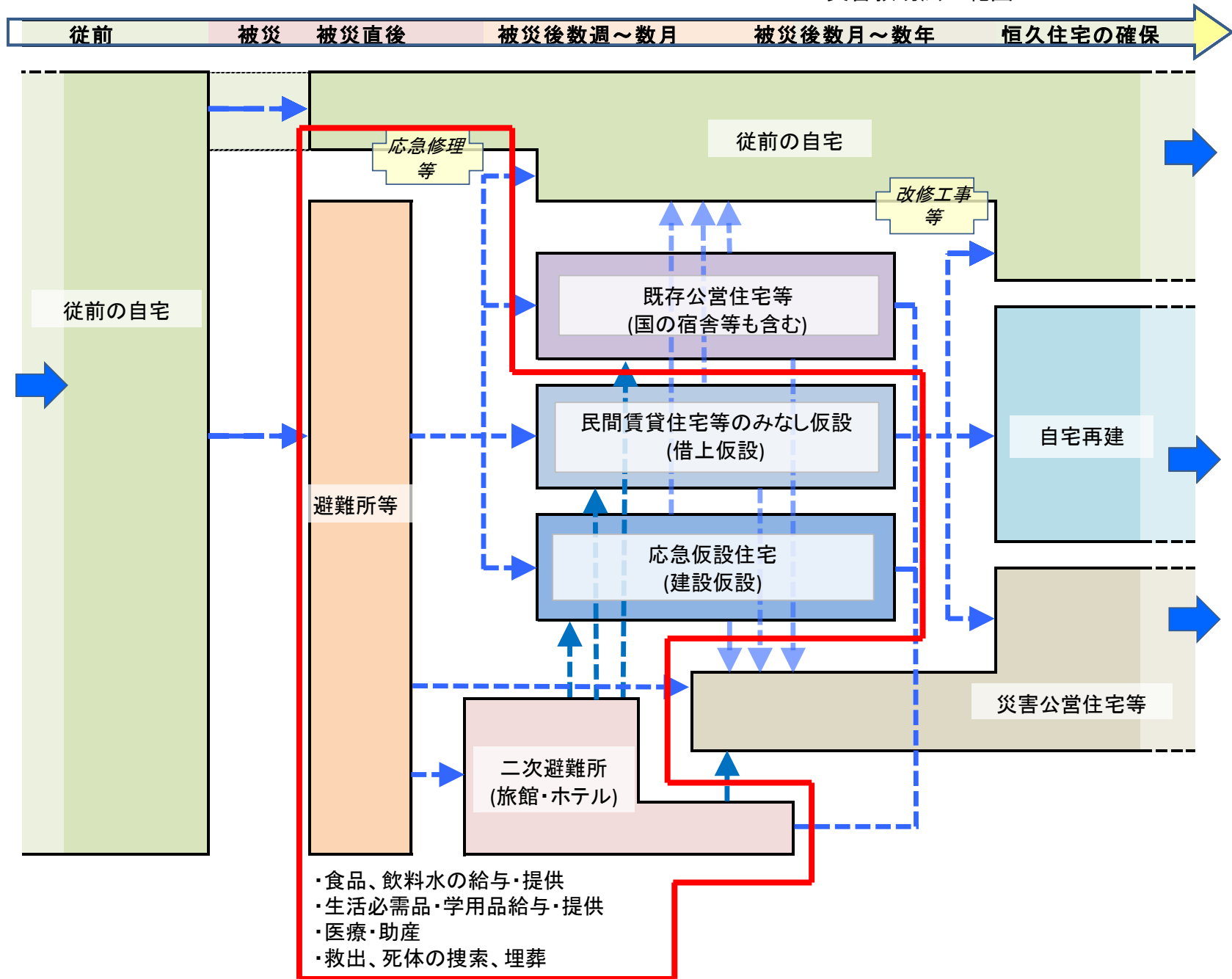
※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 応急仮設住宅の設置(建設)に代えて、民間賃貸住宅の借上げによる供与も可能であること。
- 法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。
- 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。
- あらかじめ、仮設住宅の建設関係団体や民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後にはただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。

<参考> 住まいの視点からみた災害救助法の救助

—— 災害救助法の範囲



被災者に対する宿泊施設提供事業(熊本県)

1. 目的等

大規模災害時において、高齢者、障がい者等であって避難所等での生活に特別の配慮が必要な方に対し宿泊施設を提供し、二次的健康被害の未然防止など被災者の保護を図る。

2. 事業の概要

(1) 対象者

自宅が被災し、避難所等で生活されている方のうち、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児など特別の配慮が必要な方とその家族

(2) 提供内容

宿泊施設、食事、入浴(専門的な介護、特別な配慮を要する食事を除く。)

(3) 提供期間

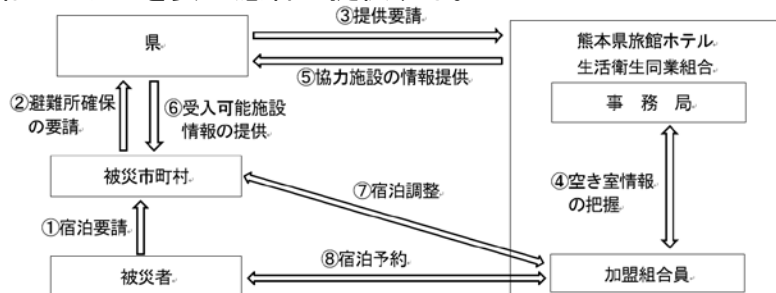
応急仮設住宅等の整備により避難所として利用する必要がなくなるまで

(4) 費用

無料(国と県で負担)

(5) 事業の仕組み

被災市町村からの要請を受け、熊本県と熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合(以下「組合」という。)が締結した協定に基づき、組合から受入可能施設として情報提供のあった旅館やホテルを要配慮者に提供する。



被災者に対する宿泊施設提供事業の仕組みの概要

3. 根拠法令等

- ・災害救助法第4条第1項第1号
- ・災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書(熊本県と熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合締結:平成26年3月28日)

4. 宿泊施設の受入状況(平成28年9月20日現在)

- ・受入施設数:74施設
- ・受入者数:2,273人

(1.5次・2次避難支援事業)

※「被災者に対する宿泊施設提供事業」と異なる部分を抜粋

1. 目的等

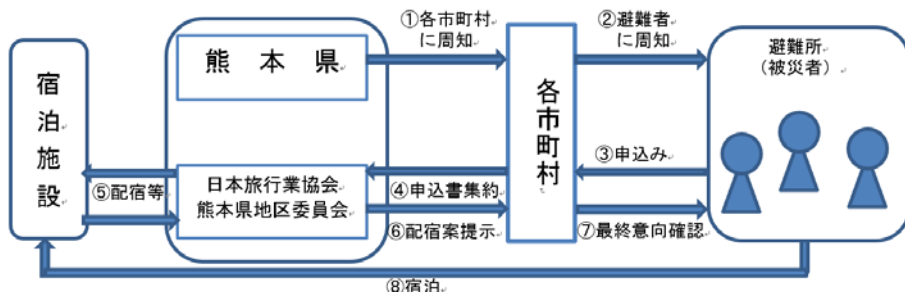
「被災者に対する宿泊施設提供事業」を補完し、一刻も早い宿と被災者のマッチングを実施することにより、避難所の環境改善を図る。

2. 根拠法令等

- ・平成28年熊本地震に係る宿泊施設の提供等に関する協定書(平成28年5月15日締結)

3. 事業の実績

- ・受入施設数:9施設
- ・受入者数:90人



1.5次・2次避難支援事業の仕組みの概要

リフレッシュ避難チラシ(益城町)

益城町役場 避難所対策チーム TEL090-1083-9342
問合わせ時間：9：30～17：00

1週間以上が
おススメで
す！

H28.5.6

益城町から避難所の皆様へ

仮設住宅が整備される間、少年自然の家や旅館などにしばらく避難しませんか！

益城町の避難所は過密状態にあります！



- 感染症の危険が高くなります。
- 個人のスペースが少なく、ストレスが高くなります。
- 転倒の危険が高くなります。
- 活動量が減り、歩く能力の低下や便秘につながります。

益城町では、特にお年寄りの方・障がいのある方・妊産婦やお子さま連れの避難者の方を対象に下記のような避難所を用意しています。

A

五名市・山鹿市の福祉避難所等：数十人
(他の避難先についても現在調査中)

体の御不自由な方や介助が必要な方が避難できます。

- 利用料：無料
- 要介護者1名と介助者1名が避難できます。
- 送迎：あり
- ✓ ケアマネージャーによる確認があります。

B

天草市下田温泉の宿泊施設：300人程度
(他の避難先についても現在調査中)

1泊からの宿泊も可能です。毎日出発。
○ 1日3食(1泊の場合は2食)付き
○ 要支援者*とその家族は無料
○ 健常者のみの避難は1人2,000円(税別)
○ 毎日無料送迎
出発時間目安：益城町発14:00, 下田発9:00
乗降場：総合体育館前, 広安小, 広安西小
保健福祉センター(はびねす)

C

宇城市豊野少年自然の家：数十人
(他の避難先についても現在調査中)

世帯単位での避難が可能です。要支援者*である必要はありません。
○ 2段ベット1部屋8名程度
○ 無料、お風呂あり、1日3食
○ 送迎はなし。駐車場はあり。
仮設住宅建設まで避難できます。

※要支援者：65歳以上の方、未就学児、障がいのある方、妊産婦のことをいいます。介護認定の有無は問いません。

「仮設住宅」や、「今後の復興の取組」などは、新しい避難先でも情報提供されます！

申込み書は裏面5

「はくおう」の休養施設としての活用(防衛省)

平成28年5月31日
非常災害対策本部会議
(第30回)防衛省資料

活動内容

○ 被災された方々への災害救援活動の一環として、防衛省が契約している民間船舶「はくおう」を休養施設として活用し、原則として1泊2日の宿泊、食事及び入浴のサービスを提供

活動実績

()はネット申込で内数

4月23/24日	第1回 八代市	第1回	174
4月25/26日	第2回 八代市	第2回	200
4月27/28日	第3回 益城町	第3回	218
4月29/30日	第4回 益城町、嘉島町	第4回	159
5月1/2日	第5回 西原村	第5回	195(10)
5月3/4(5)日	第6回 南阿蘇村(一部2泊3日実施)	第6回	250(20)
5月6/7日	第7回 御船町	第7回	177(28)
5月8/9日	第8回 宇城市、宇土市	第8回	142(5)
5月10/11日	第9回 嘉島町、益城町、西原村	第9回	59(4)
5月12/13日	第10回 南阿蘇村	第10回	27(3)
5月14/15日	第11回 熊本市、益城町	第11回	270(47)
5月16/17日	第12回 熊本市	第12回	221(16)
5月18/19(20)日	第13回 阿蘇市(一部2泊3日実施)	第13回	27(2)
5月21/22日	第14回 熊本市	第14回	159(32)
5月23/24日	第15回 菊陽町、大津町	第15回	93(8)
5月25/26日	第16回 菊池市、合志市、山都町、甲佐町、美里町	第16回	102(9)
5月27/28(29)日	第17回 益城町、南阿蘇村、西原村(一部2泊3日実施)	第17回	132(37)
累計2,605名(うちネット申込221名)			



はくおう



客室(一例)



浴場



キッズルーム



スポーツルーム



昼食

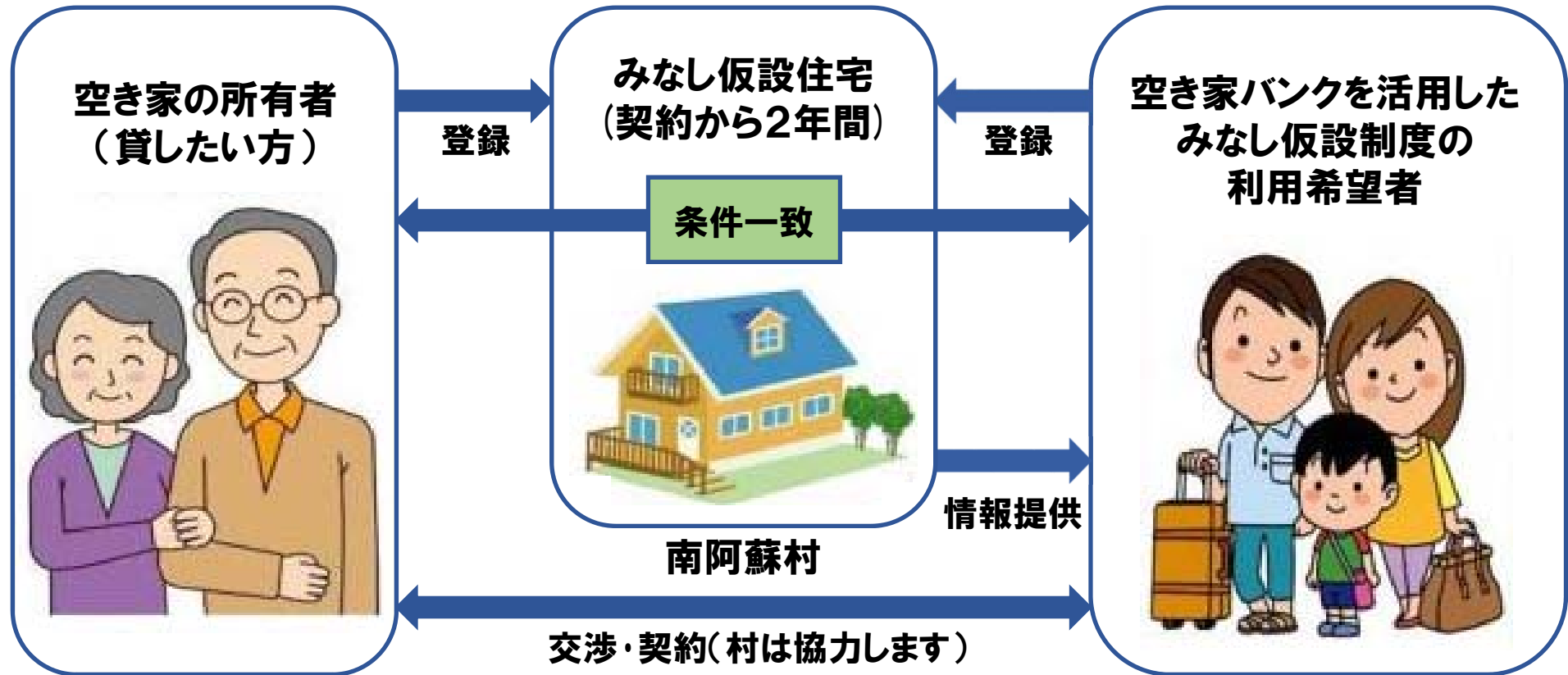


西方音楽隊演奏会(5/10)

船内の様子

- 陸自西方音楽隊演奏会(#3以降実施(#7海自佐世保音楽隊、 #8空自西部航空音楽隊))
- 防衛省HP(#4以降実施)
- 衛生隊員乗船(#4以降実施)

空き家バンクを活用したみなし仮設制度 (南阿蘇村)



【制度概要】

空き家バンクに登録された空き家をみなし応急仮設住宅として活用するもの。

※一部改修が必要な空き家は、改修費等の(貸す人が負担)の補助あり。(賃貸契約成立後、60万円を上限に改修費等の3割を補助。)

【復興に向けて】

南阿蘇村では、仮設住宅、みなし仮設住宅の期限である震災から2年経過後に、自己資金で住居を再建できない人、村に戻ってきたい人に向け、空き家バンクの登録件数を増やすべく、村内全域を対象とした空き家探し調査を平成28年10月1日から実施予定。(空き家の立地状況(使用可能・不可能)・空き家修繕の必要性等)

建設型・借上げ型応急仮設住宅に関する実態調査(熊本県内市町村)

実態調査の概要

平成28年9月に熊本県内市町村(37団体)に対し、熊本地震における建設型・借上げ型応急仮設住宅の実態に関するアンケート調査を実施し、12団体から回答を得た。

(住家被害認定・罹災証明書交付の実態に関するアンケート調査とあわせて実施。)

【質問8-1】建設型・借り上げ型応急仮設住宅の入居時の住民との合意形成時の苦慮した点・反省点

- ◆入居要件の拡大や住家被害認定の再調査の影響や、借上げ型応急仮設住宅の供給状況との関係もあり、建設型応急仮設住宅の必要戸数の把握が困難だった(4)
- ◆不動産業者への制度の周知が十分になされておらず、申込書の作成に時間を要した
- ◆当初、被災者の物件探しを行政が担当していたため、不動産団体との窓口との連絡、調整に時間を要した
- ◆被災当時の居住区で借り上げ型応急仮設住宅の要望を行われても、賃貸物件の乏しい地区である場合、他の地区での居住を薦める事に苦慮した
- ◆多くの要望を聞いた結果、満足度の高いマッチングが可能となったが、全ての要望には対応する事ができず、一部の入居者には不満の残るマッチングとなった
- ◆民間賃貸住宅も被災している中で、仮設住宅のニーズが高い被害が大きい地域ほど物件のマッチングが困難
- ◆高齢者が多いので、鍵の使い方や取扱説明がうまく伝わらなかった
- ◆人数の多い世帯等の方から、なぜ住宅を2戸に分けられないかとの要求があり、説明に苦慮
- ◆建設時に部屋タイプの数を選べないので箇所付けの際、住民の希望どおりにできず苦労した

【質問8-2】建設型・借り上げ型応急仮設住宅の入居時の住民との合意形成時のうまくいった点・工夫点

- ◆コミュニティ形成促進のため、できるだけ同じ地区の入居者をまとめた配置にした(5)
- ◆抽選ではなく高齢者のみの世帯や妊産婦世帯や、要介護者のいる世帯を優先した事により、住民の方からの理解が得られた(2)
- ◆ペットがいる世帯をまとめた配置にした
- ◆事前に各地区の公園を整備し、災害時には利用できるようにしていたため、各地区に仮設住宅を建設することができた
- ◆空き物件を探すことが困難な被災者がいたため、市内の不動産業者から空き物件情報を提供してもらい、被災者に情報提供を行った
- ◆申込の際にはペットの有無やアレルギーの有無を聞き取ることで、満足度の高いマッチングが行えた
- ◆福祉部門と連携し、障がいの詳細をマッチングに反映させた。スロープ付住戸の数よりも車イス使用の世帯が多い地域では、スロープ付住戸を追加するなど考慮した

建設型・借上げ型応急仮設住宅に関する実態調査(熊本県内市町村)

【質問9-1】建設型応急仮設住宅の運営について苦慮した点・反省点

- ◆高齢者のみの世帯が多く、キッチン周りやスイッチが高く届かないとの意見もあるためユニバーサルデザインにした方がよい
- ◆仮設住宅の不具合に関する相談について、窓口であるプレハブ協会と住民の間に行政をいれることで問題解決に時間を要した(2)
- ◆地域支えあいセンター設置が遅れていることによる関係機関等との連携の欠如及び専門的支援の遅滞
- ◆一方的なおしかけボランティアへの対応
- ◆集会所が居住部分より建築が遅れていることによる自治会設置や慰問等受け入れの遅れ(2)
- ◆仮設団地の代表者決めやコミュニティの形成に苦慮
- ◆駐車場が1世帯1台で近隣にあまり有料駐車場が無いため、敷地の空きスペースへの無断駐車が多い

【質問9-2】建設型応急仮設住宅の運営についてうまくいった点・工夫点

- ◆苦情になりそうな件(カビ、玄関かぎ等)に関する入居説明会時での周知
- ◆手すり、スロープ等が必要な介護認定者等に対しJRATを通した改修提案及び初期改修の実施
- ◆仮設団地自治会を通じた慰問等の受け入れ
- ◆町との繋ぎ役として、仮設住宅入居者の中から代表者を決めた
- ◆安全安心確保のため、夜間・休日の緊急連絡先の周知を図った。また、全団地に見守りカメラを設置するとともに、所管警察署に依頼し、パトロールの強化を図っている
- ◆高齢者の方は、なるべく駐車場に近いところに配置
- ◆地域のコミュニティを重要視して団地ごとに配置した事により、入居後のペット飼育、一人暮らしのコミュニティ不足等のトラブルを回避できた(2)
- ◆見守り・安否確認、健康・生活相談、各種サロン開催、コミュニティ支援等のため、社会福祉協議会に集会所管理業務を委託し、集会所に相談員1名常駐する体制を取るとともに、自治組織、地域の医療機関、高齢者地域包括支援センター、区役所関係課等との連携会議を開催している
- ◆円滑かつ効果的にボランティア活動が行えるようボランティア活動ガイドラインを作成。なお、入居者の自立促進のため、飲食物・衣類・生活必需品等の提供については、避難所生活から次のステージに移行していることから、有償(材料費相当分)を基本としている
- ◆被災者の状況や課題把握のため、市民病院看護師による全戸訪問調査を実施。福祉サービス等日常生活支援が必要な世帯には、関係機関と連携し対応している。また、手すりやスロープ等の追加が必要な場合も、適宜工事を行い対応している